

青少年のインターネット環境整備としての民間による利用者意識向上のための実践研究

An action research for the private organization to improve the maintenance
of youth's internet environment.

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 後期博士課程
Keio University Graduate School of Media Design
青山学院大学総合研究所 eラーニング人材育成研究センター 客員研究員
Research Center for e-Learning Professional Competency

齋藤長行
Nagayuki Saito

要約

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が2009年4月1日に施行され、民間組織による青少年のインターネット利用環境整備のため様々な施策が継続的に行われている。本稿では、安心ネットづくり促進協議会による啓発活動について報告を行うとともに、今後の課題について考察を行う。

Abstract

"Act on Secure and Safe Internet Use Environment for the Youth" was enforced on April 1, 2009, and various measures for the youth's Internet use environment maintenance by the private organization are held continuously. In this paper, reported that enlightening activity by the Safe Net-Making Promotion Conference, and future tasks are considered.

キーワード

青少年 携帯電話 民間組織 保護者に対する教育 教育コンテンツ

Keywords

Youth, Cellular phone, Private Sector, Education to Guardian, Educational Contents.

1.研究の背景

今日、携帯電話は青少年にとって身近な情報端末となっている。内閣府(2009)の調査によれば、小学生の携帯電話の所有率は31.3%、中学生57.6%、高校生96.0%に上っている¹。さらに、携帯電話を介してインターネットを利用する小学生は76.9%、中学生97.6%、高校生は99.4%となっている²。

しかし、携帯電話の利用による犯罪者との接触や、犯罪被害を受けるという事例が報告されている。警察庁(2010)の報告によれば、出会い系サイトの利用によって犯罪被害にあった青少年は前年より37.4%減少したものの、出会い系サイト以外のサイトを利用して犯罪被害にあった青少年は前年より43.4%増加している³。これは、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の改正の影響を受けて、犯罪者が出会い系サイト以外のサイトを利用して青少年と接触し、犯罪を起こしているということが考えられる。さらに、出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用した青少年は99.3%を占めている⁴。

このような現状に対応すべく「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下：環境整備法）」が、2009年4月に施行され、青少年の携帯電話にはフィルタリングが原則適用となった。しかし、フィルタリングが適用されることで、閲覧が制限されるサイトが生ずることから、フィルタリングを解除してしまう児童生徒が増加している。フィルタリングの解除には、条文の規定により保護者の同意が必要であるが、保護者はフィルタリングの重要性や必要性に十分な理解をしないままにフィルタリングの解除に同意してしまうというケースが報告されている。また対人コミュニケーション上のトラブルも生じており、ミスコミュニケーションが誹謗中傷などのいわゆる「ネットいじめ」に拡大してしまうケースが多数報告されている。さらに、インターネットの公共性を理解しないままに学校・先生や友達の悪口を掲示板に書いてしまう、いわゆる「学校裏サイト」の問題が発生しており、保護者をも含めたかたちでの青少年のインターネット利用環境を整備する必要があると言える⁵。

¹ 内閣府(2009)p.12

² 内閣府(2009)p.20

³ 警察庁(2010)p.7

⁴ 警察庁(2010)p.2

⁵ このようなインターネットの問題は我が国に止まらずに、先進国が抱えている共通の問題と言える。この問題に国家として先進的に取り組んでいるのが英国であり、英国では2007年9月のブラウン首相の要請により、子どものインターネットとゲーム利用に関する質的調査が行われている（Byron2008）。この調査報告を受けて、安全対策に取り組む協議会であるUK Council on Child Internet Safety(UKCCIS)が設立されており、子どもと保護者に向けたインターネットの安全利用への啓発活動が行われている。また、業界団体に対しては“Code of Practice”という自主規制的な行動規範を定め、フィルタリングサービスの改善が必要であることを指摘している。また、英国情報通信局（Office of Communications）は、2008年3月に“Ofcom’s Response to the Byron Review”を公表し、青少年と保護者の両者によるメディアリテラシーの向上及び、関連業界団体による自主規制の推進が重要であることを指摘している。さらに、英国教育省（Ofsted）はByron Reviewの提言を受け、2009年に小中学校に対してインターネットの最新技術の安全利用に関する調査を行っており、インターネット経由の危険から子どもたちを守るためには、教育によりWebコミュニケーション

2.利用者を育てるための諸政策

このような問題を解決に導くための政策として、2008年に「教育振興基本計画」が閣議決定され、地域・学校・家庭における情報モラル教育を推進することとしている。また、環境整備法第3条においても青少年に「インターネットを適切に活用する能力」を身につけさせることが明記されている。これを受け、第6条では「保護者の責務」として、第16条では「関係者の努力義務」として、「インターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供」を行うことが定められている。さらに内閣府の基本計画及び総務省の安心ネットづくり促進プログラムにおいても、企業による自主的な取組みとともに利用者を育てる取組みが政策の柱となっている⁶。前述の法整備及び府省による政策からも、保護者及び"関係者としての民間企業・学校等に課せられた責務は大きいものと言えよう。

このような政策方向を受けて、文部科学省では体系的な情報モラル教育のための「情報モラル指導モデルカリキュラム」や「情報モラル指導実践キックオフガイド」を公表しており、情報モラル教育の推進を図っている。また、各地方自治体の教育委員会や、携帯電話会社及びインターネットプロバイダなどによる情報モラル教材や啓発ガイドブックが提供されている。しかし、それらの多くが児童生徒を対象としたものや、教員を対象としたものであり、保護者の関与をも対象としたものは皆無の状況であった。

内閣府(2009)の調査では、保護者の適切なインターネット利用に対する学習意欲があるかの意識調査をしたところ、58.1%の保護者が「学びたい」と回答していることから⁷、今後重要となる施策としては、保護者の意識を高める方策と言える。

3.安心ネットづくり促進協議会の利用者を育てる取り組みとしての教育コンテンツの開発

このような状況を鑑み、民間による青少年のインターネット環境整備を推進するための任意団体である、安心ネットづくり促進協議会では、携帯電話を利用する青少年と保護者の両者の意識向上を図り、携帯電話利用における家庭のルールづくりを推進するための教育コンテンツを制作した。この教育コンテンツの想定学習者は、これから携帯電話を購入する、若しくは購入して日の浅い小中学生とその保護者を対象としたものであり、親子で楽しく学び、課程のルールが作れる構成になっている(図1)。

この教育コンテンツは、携帯電話会社やコンテンツプロバイダ等の各関係企業が、制作企画面で協力し、安心ネットづくり促進協議会が取りまとめて、作成したコンテンツである⁸。本教育コンテンツの構成は、青少年向けの教育コンテンツ部分と、保護者向けの教育コンテンツ部分の2部構成になっており、親子で携帯電話の適切利用に関する学習を行った結果を参照しながら、個々の家庭の状況に適合したルールづくりができる構成となっている(表1)。また学習内容においては、インストラクショナルデザインの体系的アプローチを用いて、本教育コンテンツで取り扱う領域において身に付けることが求められる

ション活用能力を育成する必要があることが指摘されている。このように英国では、政府の要請により行われた研究調査をもとに、政府の政策及び民間の取組が行われている。

⁶ 拙稿(2009a)pp.51-52

⁷ 「どちらともいえない」29.3%、「学びたくない」11.9%と回答しており、半数以上の保護者がインターネットの適切な利用について学び意思を示している。内閣府(2009) p.98

⁸ 安心ネットづくり促進協議会(2010)

知識・能力・態度を可視化・リスト化し、その能力・態度をスキルチェック問題で評価するという方法を取っている。具体的には、携帯電話を適切に利用するために利用者が身につけるべき項目として「基本力」、「電話力」、「メール力（初級）」、「メール力（上級）」、「web力（初級）」、「web力（初級）」、「いろいろ活用力」に分類し（図 2）、各項目においてスキルチェック問題を「適切利用のための知識」、「問題処理能力」、「適切利用のための態度」の各知識・能力・態度の問題に細分化し、身につけるべき能力・態度が網羅できる構成となっている（表 3）。尚、スキルチェック問題の教育的品質を確保するために、出題問題は各項目において 20 問作成し（合計で 120 問作成）、10 問をアットランダムに出題する形式とした。

4.本教育コンテンツの普及に向けた今後の課題

現在、本教育コンテンツは安心ネットづくり促進協議会の web サイトで公開されているが、環境整備法第 3 条の基本理念を受けて、利用者が適切にインターネットを活用する能力を身に付けることを支援として、本教育コンテンツがさらに活用されるためには、web サイトや安心ネットづくり促進協議会が主催する啓発イベントでの利用に加え、下記にあげる諸組織との連携を図ることが有益であると考えられる。

- ・ 教育委員会との連携
- ・ 小中学校の授業での利用
- ・ 児童館・児童施設での利用
- ・ 地域の青少年対策委員会との連携
- ・ 地域子育てコミュニティとの連携

今後の研究上の課題としては、本教育コンテンツの利用促進のための施策についてアクションリサーチを継続して実施し、本教育コンテンツを活用してルールづくりを行った児童と保護者に対する意識調査及び、家庭における携帯電話の利用状況についての調査研究を行って行きたい。

謝辞

本実践研究は、安心ネットづくり促進協議会の協力を得て行うことができた。特に、協議会の会員でありケータイスキルチェック&ルールづくりナビ サブワーキンググループにご参加いただいた方々ならびに事務局の方々にこの場を借りてお礼申し上げたい。

参考文献

- 1) 拙稿(2009)「民間主導で進む利用環境整備 ―青少年インターネット利用最新政策の動向―」『改革者』政策研究フォーラム, 9月号. pp.50-53
- 2) 財団法人マルチメディア振興センター(2009)『子どものオンライン・セーフティ向上の社会的メカニズム構築の比較分析』財団法人マルチメディア振興センター2009年度公益研究報告書
警察庁(2010)「平成 21 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h21/pdf52.pdf> (2010年4月20日確認)
- 3) 安心ネットづくり促進協議会(2010)「家庭でのケータイルールづくりをナビするコンテンツ「ケータイ家族 もばみ」の公開について」
<http://good-net.jp/modules/news/uploadFile/2010020334.pdf> (2010年4月20日確認)
- 4) マルチメディア振興センター(2008)『ネット利用におけるきづなに関する調査報告書』
- 5) 内閣府(2009)『平成 21 年度青少年のインターネット利用環境実態調査』
- 6) 田中絵麻, 山口仁(2008)「子どものネット利用実態と親子の意識に関する日米欧・財団調査結果」, 『ICT World Review』 Vol.1, pp.23-43
- 7) Ofsted(2010) “The Safe Use of New technologies” Reference no:090231, <http://www.ofsted.gov.uk/Ofsted-home/Publications-and-research/Browse-all-by/Documents-by-type/Thematic-reports/The-safe-use-of-new-technologies> (2010年4月20日確認)
- 8) Byron,T.(2008) “Safer Children a Digital World The Report of the Byron Review”, Department for Children, Schools and Families. <http://www.dcsf.gov.uk/ukccis/userfiles/file/FinalReportBookmarked.pdf> (2010年4月20日確認)
- 9) ISPA(2008)“Clear Ministerial Accountability, Resource Commitments and Joined Up Government for Online Safety”. http://www.ispa.org.uk/press_office/page_504.html (2010年4月20日確認)
- 10) Ofcom(2008) “Ofcom’s Response to the Byron Review”, Office of Communications. http://www.ofcom.org.uk/research/telecoms/reports/byron/Byron_exec_summary.pdf (2010年4月20日確認)

資料



図 1 : 教育コンテンツ web ページ 参照 : <http://mobami.good-net.jp/>

カテゴリー	ページタイトル	内容
子ども向け	ケータイスキルチェック	携帯電話の利用に関する知識・能力・態度に関する判定問題
	ケータイについて学ぶ	適切利用のための学習教材
	ケータイ・ネット用語集	携帯電話・インターネットに関する用語解説
保護者向け	タイプ別診断&アドバイス	携帯電話に関する知識の判定とペアレンタルコントロールのためのアドバイス
共通	ケータイルールづくりナビ	各家庭の状況に適合したルールづくり支援コンテンツ

表1：教育コンテンツの学習内容構成

項目	内容	問題ストック数	出題数
基本力	携帯電話の基本的な構成の理解と使い方に関するスキル	20	10
メール力(初級)	限定された人とのメールの利用に求められるスキル	20	10
メール力(上級)	様々な人とのメールの利用に求められるスキル		10
web力(初級)	フィルタリングが入っている状態でのインターネットサイトの閲覧に求められるスキル	20	10
web力(上級)	SNS,Blog等のCGMサイトの利用に求められるスキル	20	10
いろいろ活用力	カメラ、電子マネー、諮問認証等の様々な機能を利用するとき求められるスキル	20	10

表2：子供向けスキルチェックの学習問題カテゴリーと内容

大カテゴリー	中カテゴリー	スキル	問題内容
基本力	ルールとマナー	態度	ケータイ電を買ってもらったもば美ちゃん。嬉しくて友達にメールや電話をいっぱいしたいんだけど、いったいどれくらい使っているの？
	ケータイのしくみ	知識	電二くんから無料ゲームサイトを教えてもらったもば美ちゃん。おもしろそうなものばかりで嬉しいけれど、何をどれだけ遊んでも全部タダ？
	基本的な使い方	能力	もば美ちゃんのケータイの電源が、突然入らなくなっちゃった！原因は次のうちどれ？

表3：子ども向けスキルチェック問題とスキル